

勝浦市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年8月
勝浦市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	2
2 目標	2
3 計画の期間	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員給与特別措置法第8条に基づき、教育職員が子供と向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図るとともに、教育職員が心身ともに健康で生き生きと教育活動に取り組むことができる環境を整備することを目的とする。

(2) 本市の現状

本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、千葉県「働き方改革推進プラン」に則り、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

区 分	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 38.0 時間	37.5% (13.5 人)	1.3% (0.5 人)
中学校	月 57.6 時間	67.2% (19.5 人)	13.5% (3.9 人)

時間外在校等時間が45時間を超える割合が特に中学校で67.2%と多くなっており、業務負担の軽減と教育の質の向上のために必要な時間的余裕の創出が急務となっている。こうした現状を踏まえ、本計画に基づく業務量管理及び健康確保措置を組織的・計画的に推進するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする（令和 11 年度目標）。
- ・ 月 80 時間を超える時間外在校等時間が発生しないようにする（令和 11 年度目標）

目 標 項 目	令和 7 年度 (現状)	中間目標 (令和 9 年度)	最終目標 (令和 11 年度)
月 45 時間以下の割合 (小)	62.5%	80%以上	100%
月 45 時間以下の割合 (中)	32.8%	60%以上	100%
月平均時間外在校等時間 (小)	月 38.0 時間	月 34 時間程度	月 30 時間程度
月平均時間外在校等時間 (中)	月 57.6 時間	月 45 時間程度	月 30 時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%以下にする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

なお、取組内容については毎年度見直しを行い、年度ごとの取組状況及び目標達成状況を確認・評価した上で、次年度の取組に反映させるものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・勝浦市地域学校協働活動推進事業等を通じて、保護者・地域住民及び大学生による通学路の見守り活動を推進し、教育職員の直接的な関わりを縮減する。

○ 放課後等における校外の見回り・補導対応

- ・放課後等の見回りについては、地域、保護者や関係機関が連携して行うこととし、教育職員の直接的な関わりを縮減する。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを関係者間で確認・共有する。

○ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校徴収金の徴収・管理に係る教育職員の負担軽減のため、現金での徴収・管理は行わず、口座引き落とし等を活用する。

○ 保護者等からの過剰な苦情・不当な要求等への対応

- ・学校の問題解決を支援するスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備することにより、学校・教育職員が孤立しない体制を構築する。

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・ＩＣＴ機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。
- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- ・校務支援システムの機能を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ 学校施設・設備の管理

- ・施設・設備の管理、環境整備等の従事する学校用務員を全校に配置し、教育職員の負担の軽減を図る。

○ 部活動

- ・外部指導者、部活動指導員の配置を拡充し、休日の部活動の地域展開（地域連携）を推進する。

ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフ（ＳＳＳ）を全校に配置する。
- ・校務支援システムを活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する等校務の効率化を図る。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーを全校に配置し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員を全校に配置する。
- ・臨床発達心理士による定期的な学校巡回指導を行い、児童生徒の支援に関しての相談を受けたり、具体的な手立ての助言を行う体制を整備する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 目標申告の中に、働き方改革に関する項目を設け、業務改善やワーク・ライフ・バランスに関する目標を盛り込み、教育職員個々の意識向上を図る。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により校務 DX を推進し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 65% から 90% にする。
- ・ 勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の教育委員会への連絡方法を確保し、音声メッセージによる連絡対応ができる体制を整備する。
- ・ 部活動を担当する教育職員や児童生徒の心身の健康を確保するために、部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間が恒常的に 80 時間を超えた教育職員に対し、管理職による面接指導を実施し、産業医につなげるなどの指導、助言をする。
- ・ 終業から翌日の始業まで 11 時間を目安とした休息時間の確保に努める。
- ・ ストレスチェックの実施率 100% を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退勤日を月 1 回以上設定するよう推進する。
- ・ 長期休業等の期間に年間 5 日以上为学校閉庁日を設ける。
- ・ 「時差出勤」、「在宅勤務」制度の導入について 8 年度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 出退勤管理システム等を活用し、在校等時間を客観的に集計・分析する。
- ・ 市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、勝浦市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。